おんしりん

広報 恩賜林

No.111

2018

第三回定例会開会
財政事情の公表
第7次入会協定、第10次使用協定
恩賜林組合職員の給与等の公表
各種事業
恩賜林組合職員採用試験のご案内
恩賜林組合からのお知らせ

おんしりん
広報恩賜林 No.111（2018年第2号）
2018年（平成30年）8月1日発行

発行元／富士吉田市外二ヶ村恩賜県有財産保護組合
富士吉田市上吉田5605番地3
TEL.0555-22-3355　FAX.0555-23-3425
ホームページ／http://www.onshirin.jp
メールアドレス／kumiai@onshirin.jp

春季特別山林保全巡視（山林保全パトロール）実施

入山鑑札発行所

春の山菜シーズンの訪れとともに組合管理地には県内外から多くの方が入山します。5月6日から6月10日まで、北富士演習場周辺で春季特別山林保全巡視（山林保全パトロール）を実施し、入会住民以外の入山者への入山鑑札発行や盗伐、誤伐、林野火災防止等の注意及び指導を行いました。

木工作業スペース貸出

組合の木工クラフト館にて木工作業スペースと道具の貸し出しを行っています。お気軽にご利用ください。

【貸出日時】 平日の9時から17時まで
【費用】 無料（要予約）
【内容】 木工作業スペース、道具を提供し、自由に作製していただきます。材料については持ち込みです。
※休業日：土曜日、日曜日、国民の祝日
【担当】 森林整備課

木工クラフト館

研修施設のご利用案内

組合の各種研修施設は、お気軽にご利用いただけます。目的に応じて部屋の広さを変えることが可能です。

使用料等の詳しい内容については、お問い合わせください。

【研修施設】 研修室1・2・3、会議室、会議室兼視聴覚室、調理実習室
※休業日：土曜日、日曜日、国民の祝日
【担当】 総務課

研修室　会議室兼視聴覚室　調理実習室

無料 法律相談

組合では、一市二村入会住民の方を対象に、顧問弁護士による無料法律相談日を設けています。

法律問題でお困りの方はこの機会にご相談ください。

今年度の相談日

平成30年　9月11日(火)
平成30年　11月13日(火)
平成31年　1月　8日(火)
平成31年　3月12日(火)
受付時間／午後1時から午後2時まで
【担当】総務課
※指定日以外又は電話による相談はできません。

恩賜林組合公式facebook

日々の出来事やイベント情報などをリアルタイムで配信していますので、ぜひご覧ください。

富士吉田市外二ヶ村恩賜県有財産保護組合　検索

この印刷物は環境にやさしいVOC（揮発性有機化合物）成分フリーの植物油型インキを使用して印刷しました。

議長及び副議長就任あいさつ

議長
桑原　守雄

副議長
羽田　正男

入会住民の皆様には、平素より組合会に対しまして、格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

六月の第三回定例会におきまして、私たち両名が議員全員のご推挙により第七十一代富士吉田市外二ヶ村恩賜県有財産保護組合会議長及び副議長に就任いたしました。

このことは、誠に身に余る光栄であり、心から感謝すると共に、組合の歴史等を顧みるときに責務の重大さを改めて感じているところであります。

組合会は、恩賜林組合の重要な事項を決定する機関であります。旧十一ヶ村入会住民の代表であります議員各位の意志を最大限尊重し、また、自らが入会住民の一人であることに鑑み、組合会が公正、公平かつ円滑のうちに運営できますように、誠心誠意努めてまいりたいと考えております。

今後におきましても、入会権擁護と地域福祉の更なる向上のため、努力を惜しまない覚悟でおりますので、なお一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げ、就任のあいさつとさせていただきます。

第三回定例会開会

平成30年第三回組合定例会は、5月31日から6月29日までの30日間で会期を終了しました。本定例会において、上程された議案は、すべて原案のとおり可決・承認・同意されました。

報告第一号

専決処分報告について（平成30年一般会計予算）（承認）

歳入歳出予算の総額を二十八億七千二百十七万三千円としたものです。

報告第二号

専決処分報告について（職員の育児休業等に関する条例の一部改正について）（承認）

地方公務員の育児休業等に関する法律の改正を鑑み、職員の育児休業等に関する条例を改正したものです。

報告第三号

専決処分報告について（平成29年度一般会計補正予算）（第五号）（承認）

既定の予算から千五百五十二万千円を減額し、歳入歳出予算の総額を二十三億千八百五十八万五千円としたものです。

議案第九号

平成30年度一般会計補正予算（第一号）（可決）

歳入歳出予算の総額に千百八十八万円を追加し、歳入歳出予算の総額を二十八億八千四百五万三千円としたものです。

議案第十号

財産の処分について（可決）

（仮称）富士吉田南スマートIC及び接続道路として公共の利益に供するため、入会地を処分することについて、議会の議決を求めたものです。

議案第十一号

平成30年度一般会計補正予算（第二号）（可決）

歳入歳出予算の総額に一億六千百十一万三千円を追加し、歳入歳出予算の総額を三十億四千五百十六万六千円としたものです。

議案第十二号

富士吉田市外二ヶ村恩賜県有財産保護組合監査委員の選任について（同意）

組合監査委員に、組合会選出の天野弥一氏を選任することについて、議会の同意を求めたものです。

新しい議会構成

7月2日現在

議　長　桑原　守雄
副議長　羽田　正男

【林務委員会】
委員長　天野　弥一
副委員長　渡辺　貞治
委　員　羽田　正男
渡辺　幸寿
桑原　守雄

【演習地対策委員会】
委員長　奥脇　和一
副委員長　鈴木　富蔵
委　員　羽田　幸寿
渡邉　隆三

【財務委員会】
委員長　渡辺　新喜
副委員長　天野　洋尚
委　員　小俣　光吉
渡邉　信介
宮下　宗昭

渡邉隆三議員　一般質問

『市村配分金について』

武川組合長は平成30年度の一般会計予算を3月30日に専決処分しました。その理由として「市村配分金や各種団体への補助事業など、予算を成立させなければ入会住民の生活に支障が出ると判断した」と新聞報道されています。

しかしその専決処分した理由の一番大事な市村配分金の内定通知書は例年4月に来ていましたが、今年は6月末になっても市・村・区に未だ届いておりません。

そのため元村では入会住民の間で市村配分金が今年は出ないのではないかなど色々な話が出ています。

市村配分金の遅れは旧11ヶ村の問題に留まらず、北富士演習場問題として国会又は県議会の論点に成り得ると心配されています。

今年度の市村配分金について、何時になったら内定通知書を出し手続きを進めるのか、武川組合長の考えをお聞かせ下さい。

武川　勉組合長　答弁

渡邉隆三議員のご質問にお答え致します。

ただいまの質問は、過般5月31日の議員協議会において、既に同様の主旨の質問があり、お答えしているとおりであります。

再三の、同様の質問でありますが、お答え致します。

まず、本来、市村配分金については、毎年交付しなければならないと定められているものではなく、仮に交付するとしても、定額で交付することとして定められているものではありません。

また、組合長は、一市一村一区から市村配分金の交付要望があった場合、交付要望に対しての判断が難しいと思うときは、判断材料の一つとして、必要に応じて「市村配分金等検討会」に諮問をし、答申を求めることができると、なっております。

そして、諮問をしないにしても、諮問をして、答申をいただいたとしても、最終的には組合として、その時期の財政状況・社会状勢・事業計画などを勘案する中で、総合的に判断すべきこととなっております。

さて、平成30年度予算の専決処分の議会承認については、5月31日に、渡邉隆三議員を含めた5名の議員には、ご承認をいただけませんでしたが、多数の議員皆様のご理解の中で、議会承認をいただきました。この場を、おかりして改めて御礼を申し上げます。

この予算の中には、本年度配分予定の市村配分金も含まれております。

なお、市村配分金の交付内定通知書の通知、また執行の時期については、組合に定めはありません。従って、組合としての執行計画により、適正に対処いたします。

ところで、折角の機会ですので申し上げます。

渡辺隆三議員におかれては、本年2月の「要求書」なる文書、また、これに添付されている「忍草区長印が押印されている文書」・「忍草区長経験者などが署名押印されている書類」、さらには「住民監査請求」などに係っておりますが、後段の「住民監査請求」に係わることについては、現在まだ、関係者の皆さんが訴訟を提起される可能性がありますので、ここでは、その部分については言及いたしませんが、前段、申し上げた「要求書」関係の部分については、ことの理解を深めていただき、率先して、ことに善処していただき、組合と関係者皆さんとの関係が正常化するために、ご尽力をお願いしたいと存じます。

以上、答弁といたします。

新議員の紹介

渡辺　貞治
（富士吉田市上吉田）

天野　洋尚
（山中湖村）

河内　武雄
（山中湖村）

羽田　幸寿
（富士吉田市明見）

渡邉　信介
（忍野村）

新監査委員の紹介

天野　弥一
（忍野村）

財政事情の公表

本組合では、予算の執行状況などを地域の皆さんにお知らせするために、年2回財政事情を公表しています。
今回は平成29年度一般会計の下半期における予算執行状況（決算見込）並びに基金の状況について公表します。

一般会計

（単位：円）

歳入			
科目（款）	予算現額	収入済額	収入率
1 使用料及び手数料	5,951,000	5,936,710	99.8%
2 国庫支出金	82,227,000	81,963,800	99.7%
3 県支出金	35,642,000	34,517,445	96.8%
4 財産収入	513,188,000	514,691,581	100.3%
5 繰入金	42,473,000	42,362,100	99.7%
6 繰越金	139,000	161,515	116.2%
7 諸収入	1,659,094,000	1,666,825,942	100.5%
計	2,338,714,000	2,346,459,093	100.3%

（単位：円）

歳出			
科目（款）	予算現額	支出済額	執行率
1 議会費	59,966,000	58,611,228	97.7%
2 総務費	420,282,000	411,999,701	98.0%
3 事業費	1,848,988,000	1,837,458,255	99.4%
4 公債費	1,000	0	0.0%
5 予備費	9,477,000	0	0.0%
計	2,338,714,000	2,308,069,184	98.7%

関係市村賦課金の概要

賦課金なし

財産及び積立金の状況

（単位：円）

区分	現在高
財政調整基金	1,404,876,386
林業振興事業整備基金	6,850,494,242
計	8,255,370,628

市村等配分金などの概要　平成29年度の状況

入会住民の福祉の増進に寄与するものなど補助事業の目的及び内容が公益上必要があると認めたものにつき、毎会計年度予算の範囲内で補助金等を交付しています。

市村配分金

旧11ヶ村を行政区域とする富士吉田市、山中湖村及び忍草区に対しその財政を支援し、もって旧11ヶ村入会住民の福祉向上に資するため交付しています。

（単位：円）

区分	金額
富士吉田市	1,028,880,000
山中湖村	101,040,000
忍野村（内野を除く）	70,080,000
計	1,200,000,000

地域団体事業補助金

富士吉田市、山中湖村及び忍草区に活動の本拠を置く団体に対し、地域的な共同活動、社会福祉の増進、医療及び公衆衛生の向上、地域活性化、教育・文化・芸術活動、健康づくり、体育・スポーツの振興、その他公益の推進を目的とする事業に要する経費の一部を補助することにより、入会住民の福祉の増進を図ることを目的とするため交付しています。

（単位：円）

区分	対象	金額
市村配分枠		18,150,000
富士吉田市	富士吉田市制祭市民夏まつり実行委員会など90件	（15,562,000）
山中湖村	山中湖フラワーカップ実行委員会など21件	（1,528,000）
忍草区	忍野村消防団第二分団など6件	（1,060,000）
高校教育振興	富士北麓地域内6校	13,000,000
小中学校PTA	富士吉田市12校、山中湖村3校、忍野村2校	5,100,000
恩賜林記念文庫	富士北麓地域内小中学校及び支援学校18校	1,800,000
恩賜林杯等広域枠	少年野球、少年サッカー大会など12件	18,818,000
合計		56,868,000

平成30年度組合予算概要

組合一般会計当初予算の総額は歳入歳出それぞれ2,872,173,000円で、前年度当初と比較すると583,143,000円、比率にして25.4％の増額となっています。

（単位：円）

歳入	
科目（款）	予算現額
1 使用料及び手数料	4,935,000
2 国庫支出金	206,740,000
3 県支出金	33,432,000
4 財産収入	511,611,000
5 繰入金	457,492,000
6 繰越金	1,000
7 諸収入	1,657,962,000
計	2,872,173,000

（単位：円）

歳出	
科目（款）	予算現額
1 議会費	61,038,000
2 総務費	373,632,000
3 事業費	2,427,502,000
4 公債費	1,000
5 予備費	10,000,000
計	2,872,173,000

平成29年度林野雑産物等損失補償申請書提出式

（於：ホテル鐘山苑）

平成30年1月24日（火）

武川勉組合長から「薬草・山野菜」並びに「入会統制管理」損失補償申請書が、各入会組合長からは「野草・粗朶」損失補償申請書が中村正則北富士演習場対策協議会長に手渡され、国へ提出されました。

北富士演習場現地連絡協議会

平成30年3月30日（金）

恩賜林組合と国、県、関係市村、入会組合で構成される「北富士演習場現地連絡協議会」が開会され、「平成30年度北富士演習場使用計画に基づく立入日及び射撃予定」が決定しました。

平成30年度北富士演習場立入日については組合ホームページ「平成30年度北富士演習場立入日について」をご覧ください。

（於：ハイランドリゾート ホテル＆スパ）

第7次入会協定、第10次使用協定　背景・目的

平成30年3月24日、深山延暁 防衛省 地方協力局長と武川勉 富士吉田市外二ヶ村恩賜県有財産保護組合長との間で第7次北富士演習場内国有入会地の使用に関する協定の調印が、また、3月29日、国（小野寺五典防衛大臣）と地元（後藤斎 山梨県知事、中村正則 北富士演習場対策協議会長、堀内茂富士吉田市長、高村文教山中湖村長、天野多喜雄忍野村長、武川勉富士吉田市外二ヶ村恩賜県有財産保護組合長）との間で第10次北富士演習場使用協定がそれぞれ締結されました。

これにより、北富士演習場は、今後5年間、協定の内容に添って陸上自衛隊及び米軍が引き続き使用することとなりました。

平成３０年３月２４日

甲　防　衛　大　臣　小野寺五典

乙　富士吉田市外二ヶ村恩賜県有財産保護組合長　武川勉

入会協定調印式の様子

第7次北富士演習場内国有入会地の使用に関する協定（第7次入会協定）

北富士演習場内国有入会地の使用に関する協定は北富士演習場内の国有入会地において、自衛隊と米軍が演習を行うこと、並びに地元関係住民が入会行為を行うことについて、国と地元間の利害関係を調整し、相互の利便性を図るため締結するもので、国有地上に入会住民の権益を認める「権利協定」であり、昭和63年の第1次入会協定締結以来更新を続けています。

組合では、第7次入会協定の更新に向け、国と間で「北富士演習場国有入会地の使用に関する協定検討会」を開催し、

第1：林野雑産物損失補償に係る対地補償方式の採用について

第2：入会協定条文への「保健休養、元気回復などのための利用」の追加について

第3：梨ケ原廠舎地区における入会慣習について

第4：弾着区域に入りたくても立入れない現状の解決について

以上4項目について協議を行い、「廠舎地域内における入会慣習についても、国がこれを尊重する。」ということが明記されることにより、地域入会住民にとって、より一層の権益が確保された内容に改正されることとなったため、3月24日ホテルマウント富士において、国側は調印当事者である小野寺五典防衛大臣の代理として深山延暁防衛省地方協力局長が出席し、武川勉恩賜林組合長との間で協定書を整え署名し第7次入会協定が締結されました。

〈改正条文〉

第14条

「甲（国）は、入会地に保健休養、元気回復の効用があることを理解する。」を「甲（国）は、入会住民が入会地において入会行為を行う際、保健休養、元気回復に供されていることを理解する。」に改める。

第15条

「甲（国）は、入会住民が入会地に隣接する梨ケ原廠舎の現にフェンスで囲まれた区域外において火入れを行うことについて、同廠舎の運用に支障のない限り、これを認める。」を「甲（国）は、入会地に隣接する梨ケ原廠舎の現にフェンスで囲まれた区域外において、同廠舎の運用に支障のない限り、入会住民のこれまでの入会慣習を尊重する。」に改める。

今回意見の一致が見られなかった点については、今後引き続き国と地元とで協議を継続していくこととなっています。

（於：ホテルマウント富士）

第10次北富士演習場使用協定（第10次使用協定）

北富士演習場使用協定は、北富士演習場を自衛隊と米軍が使用するに当たり、地元から国に要望を折衝するなど相互の利便を図るため、昭和48年の陸上自衛隊への使用転換以来、更新を続けている「行政協定」です。

3月29日東京都市ヶ谷の防衛省において、国側を代表して小野寺五典防衛大臣、地元側を代表して後藤斎知事、中村正則北富士演習場対策協議会長、堀内茂富士吉田市長、高村文教山中湖村長、天野多喜雄忍野村長、武川勉恩賜林組合長の出席のもと協定が締結されました。

昭和48年の使用転換を契機として、全面返還、平和利用を理念とし、そのための段階的縮小を揚げつつも、国防という国の重要な政策を理解し、苦渋の選択ではあるが演習場との共存を図るため、地元一市二村恩賜林組合、山梨県、国が信義と誠意をもって懸案事項に対し解決策を見いだすことを使用条件として演習場の存置を認め、第1次使用協定を締結し現実的な対応を行い、現在に至っております。

使用協定調印式の様子（於：防衛省）

組合では、以下の案件について国に要望をし誠意ある回答を得て、第10次使用協定を締結したものです。

署名する武川勉組合長

○北富士演習場使用協定条文の一部改正
○民生安定事業の対象施設の拡大
○北富士演習場賃貸借等の適正化
○恩賜県有財産部分林内の不発弾処理及び安全確認
○造林事業（周辺整備5か年計画）
○森林学習施設設置事業（周辺整備5か年計画）

北富士演習場第8次使用協定に伴う対県要望2項目に係る確認書の締結

平成30年3月28日、武川勉組合長は、北富士演習場第8次使用協定に伴う対県要望2項目について、山梨県と粘り強く協議を重ねた結果、後藤斎知事との間で、現時点における協議内容についての「確認書」を締結しました。

確認書　要旨抜粋

①恩賜県有財産管理条例の適正化

今後、必要に応じて関係者を交えた勉強会を開催するなど、将来に向け協議を継続する。

②演習場交付金の法制化等

北富士演習場使用協定期間中は、国からの土地貸付料等を原資として、県は、継続して演習場交付金を交付する。

なお、演習場交付金を交付するための法制化については、継続して協議する。

北富士演習場第８次使用協定に伴う対県要望２項目に係る確認書

山梨県と富士吉田市外二ヶ村恩賜県有財産保護組合は、北富士演習場第８次使用協定に伴う対県要望２項目について協議の場を設け、相互理解を図ってきたところであるが、一定の期間が経過したことから、現時点における協議内容について下記のとおり確認する。

１　恩賜県有財産管理条例の適正化
（１）恩賜県有財産管理条例の改正については、条例制定の経緯や趣旨から、県下恩賜林保護団体全体に関わる問題であることを踏まえ、慎重に検討することが必要であり、今後、必要に応じて関係者を交えた勉強会を開催するなど、将来に向け協議を継続する。

２　演習場交付金の法制化等
（１）北富士演習場使用協定期間中は、国からの土地貸付料等を原資として、県は、継続して演習場交付金を交付する。
なお、演習場交付金を交付するための法制化については、継続して協議する。
（２）演習場交付金の算定方法については、長年にわたる内容であり、これまでの算定の経緯などについて、双方の認識を共有するため引き続き協議を継続する。

３　今後の対応
（１）北富士演習場第８次使用協定に伴う対県要望２項目に係る協議については、恩賜県有財産の利用や管理の歴史的経緯、現行制度の内容や運用などについて、総合的な観点から認識の共有を図ってきたところであるが、なお一層の相互理解が必要であることから、協議の場を継続する。

平成３０年３月２８日

山梨県知事　後藤　斎

富士吉田市外二ヶ村
恩賜県有財産保護組合長　武川　勉

恩賜林組合職員の給与等の公表

組合職員の給与は、地方公務員法の規定に基づき、国や県、市町村の給料などを考慮し、議決を経て定められています。

1.職員給与の概要

（1）毎月支給　ア）一定支給
- ·給料…職種に応じた給料表や等級により決定
- ·扶養手当…①配偶者：13,000円　②子：10,000円　③配偶者及び子以外：6,500円
  ④特定期間（15 ～ 22歳）：5,000円加算
- ·通勤手当…交通機関利用者の支給上限：月55,000円、自動車等通勤者：距離に応じて支給
- ·その他…住居手当·管理職手当など

イ）実績支給
- ·時間外手当…正規の勤務時間以外に勤務した際に支給する手当
- ·特殊勤務手当…特殊な勤務に従事する職員に対して支給（全8種類）
- ·その他…宿日直手当など

（2）一定時期に支給

ア）例年支給
- ·期末勤勉手当…6月期（期末手当1.225月分·勤勉手当0.850月分·計2.075月分）
  12月期（期末手当1.375月分·勤勉手当0.850月分·計2.225月分）
  合計（期末手当2.600月分·勤勉手当1.700月分·計4.300月分）
  ※職務の級などにより5 ～ 20%加算あり
- ·寒冷地手当…11月から3月までの各月の初日に在籍する職員に対して支給

イ）退職時支給
- ·退職手当…勤続年数及び退職事由により決定
  【算定式】退職日給料月額×退職事由別·勤続年数別支給率＋調整額

2.歳出決算額と人件費の割合の推移

	決算額	人件費	人件費が占める割合
平成18年度	2,418,670,491円	413,945,477円	17.1%
平成23年度	2,214,770,118円	479,871,389円	21.7%
平成28年度	2,237,782,142円	480,131,067円	21.5%

3.職員の平均給与月額、初任給などの状況（平成29年4月1日現在）

（1）職員の平均年齢、平均給料月額および平均給与月額の状況

	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
恩賜林組合	46.2歳	344,417円	428,770円
富士吉田市	41.1歳	312,050円	373,412円
山梨県	43.3歳	335,711円	414,651円

（2）職員の初任給の状況

	大学卒	高校卒
恩賜林組合	178,200円	146,100円
富士吉田市	178,200円	146,100円
山梨県	184,800円	150,500円

（3）職員の経験年数別·学歴別平均給料月額の状況

	経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
大学卒	296,300円	380,400円	387,800円	425,787円
高校卒	－	355,400円	374,950円	393,320円

4.職員数の推移

	平成18年	平成21年	平成24年	平成27年	平成30年
職員数	42人	40人	45人	44人	39人

5.特別職の報酬など

	給料		報酬		
役職	組合長	副組合長	議長	副議長	議員
月額	650,000円	520,000円	137,000円	116,000円	110,000円

北富士演習場内国有入会地の火入れ

４月８日、入会権擁護の明認行為の一つである火入れが実施されました。北富士演習場内国有入会地は、火入れにより草原として維持されてきた「二次草原」であり、山菜等の生育のほかに色々な動植物の生息地となっています。今後も入会権擁護の明認行為として火入れを実施するとともに、人間と自然が作り上げてきた貴重な自然環境を守っていきます。

山中湖会場

忍草会場

富士吉田会場

組合では、空中から機動的に森林の現況を把握することができるドローンを、昨年度から活用し、効果的に森林調査を行い、データを集約することにより造林事業に役立てています。

講演会「火入れ事故を巡る係争問題」

平成30年1年20日に、中野剛弁護士を講師に迎え、北富士演習場内国有入会地における旧11ヶ村関係入会住民が、旧来から有する入会慣習等に基づき明認行為として実施している「火入れ」について、東富士演習場内での野焼き事故の裁判事例を交えて講演していただきました。

大勢の皆様が出席され、火入れをより安全に実施するための対策等について、熱心に耳を傾けていました。

平成30年度 各入会組合総会

武川勉恩賜林組合長が、各総会に出席しました。

上吉田入会組合（藤井與三郎入会組合長）
平成30年5月25日（金）　上吉田コミュニティセンター

新倉入会組合（奥脇経三入会組合長）
平成30年5月27日（日）　下吉田コミュニティセンター

松山入会組合（堀内正勝入会組合長）
平成30年5月27日（日）　松山公民館

大明見入会組合（吉元義正入会組合長）
平成30年5月27日（日）　大明見会館

新入会組合長の紹介

小俣　一雄
新屋入会組合長

藤井　與三郎
上吉田入会組合長

渡邉　哲夫
忍草入会組合長

太田　貞一
小明見入会組合長

小明見入会組合（太田貞一入会組合長）
平成30年6月10日（日）　小明見会館

恩賜林組合職員採用試験のご案内

平成31年4月1日に採用する職員の採用試験を行います。

職　務

組合の一般業務（身分：一般職の地方公務員）

資　格

事務職Ⅰ《若干名》
大学卒業又は卒業見込み並びにこれらと同程度の学力を有する者、平成元年4月2日から平成9年4月1日までに生まれた者で富士吉田市、山中湖村、忍野村忍草に在住する入会住民である者、又は採用後在住し入会住民となる者

試　験

第1次試験（山梨県町村職員統一試験）
◎日　　時：平成30年9月16日（日）
◎場　　所：山梨大学甲府西キャンパス（甲府市武田4-4-37）
◎試験内容：教養試験、事務適性検査、一般性格診断検査
第2次試験（第1次試験合格者のみ実施）
◎日　　時：平成30年10月上旬ごろ
◎場　　所：富士吉田市外二ヶ村恩賜県有財産保護組合庁舎
◎試験内容：論述試験、口述試験

申込受付期間

平成30年7月17日（火）から平成30年8月10日（金）まで
（土曜日、日曜日及び祝祭日は除く）

申込み・問合せ先

総務課　職員担当
電話0555-22-3355（内線221）

※恩賜林組合に関心がある方には、組合要覧（組合の事業等をわかりやすくまとめた印刷物）を送らせていただきますので、ご連絡をください。

一般社団法人富士吉田医師会への補助金交付式

平成30年7月19日（木）

富士吉田医師会に対し、富士北麓地域住民の健康管理・医療・公衆衛生の向上のために、MRI（核磁気共鳴画像診断装置）の更新に当たり、事業費の半額（80,000,000円）を交付しました。

（写真 左から）
田辺誠副会長、渡辺洋副会長、刑部光太郎会長、武川勉組合長